

ウテカンパフェスティバルに関する仕様書〈企画競争型〉

1. 趣旨・目的

昨年、総合的なアイヌ政策を盛り込んだアイヌ施策推進法が施行され、本年5月には、アイヌ文化復興等に関するナショナルセンターである「民族共生象徴空間（ウポポイ）」がオープンする予定である。また、我が国でも若者を中心に、アイヌ文化への関心が高まりを見せており、アイヌ文様を取り入れた現代的な商品を開発する企業も現れるなど、新たなアイヌ文化の種が芽生え始めている。

このように、近年のアイヌ文化に対する関心の高まりを踏まえ、文化庁では、令和元年度、訪日外国人観光客を含む多くの人々にアイヌ文化の一端にふれてもらうため、日本博総合大型プロジェクトとして、全国の主要空港等においてアイヌ文化の魅力を発信するリレー展示を行ってきたところである。令和2年度は、東京オリパラ大会に向け、新たな発想・視点でアイヌ文化の魅力に光を当て、多様な人々が新たなアイヌ文化を創造する「ウテカンパフェスティバル～未来に向かって、手をつなごう～」を開催し、アイヌ文化を広く国民に浸透させることで、多文化共生社会・持続可能な社会と豊かな未来の創生に寄与することを目的とする。

※「ウテカンパ」とは、アイヌ語で「手をつなぐ」という意味であり、あらゆる障壁を越え、多様な人々が手を取り合って新しいアイヌ文化を創造する姿をイメージしている。

2. 内容

現代的な創作によるアイヌの食、音楽、デザインなどをきっかけとして、アイヌ文化を身近な存在として感じ、誰もが楽しく気軽に参加できるフェスティバルを開催する。本フェスティバルは、今後、毎年開催できるような持続性の高い企画とし、参加者の輪を広げることで次年度以降の事業につなげる。

3. 主な業務内容

(1) 業務内容

①「ウテカンパフェスティバル」の開催

- ・以下の仕様に従い、フェスティバルを実施すること。

【時期】

令和2年11月以降、令和3年2月末までの1日又は2日間とし、詳細は文化庁と協議の上決定すること。

【会場】

会場の候補については、以下の例を参考に検討し、区域は札幌市内とすること。

札幌大通公園、赤レンガ北三条広場、道庁前庭広場、JR札幌駅前広場、サッポロファクトリー

【内容】

- a. フェスティバルは以下の企画のうちいずれかを取り入れ、誰もが楽しく気軽に参加できる内容とすること。なお、以下の企画を全て実施すること、以下の企画以外の企画を実施すること、複数を融合した企画を実施することを妨げない。
 - ・食を通じてアイヌ文化にふれる企画
 - アイヌの伝統料理（オハウ）を現代風アレンジして来場者に提供し、食を通じてアイヌ文化にふれる企画とすること。
 - 本企画の実施に当たっては、関連企業等との連携により、調味料や食材を用意するとともに、十分な衛生管理に努め、万一、火災が生じた場合にも対応できる体制を構築すること。
 - ・音楽を通じてアイヌ文化にふれる企画
 - アイヌの伝統楽器（ムックリ）による音色やアイヌの歌・踊り等を現代風アレンジするなど、来場者が楽しみながらアイヌ文化にふれる企画とすること。
 - 本企画の実施に当たっては、現代風アレンジした創作音楽を披露するだけでなく、来場者も参加して楽しめる企画とすることが望ましい。なお、出演者等に関しては、事前に文化庁と協議の上決定すること。
 - ・デザインを通じてアイヌ文化にふれる企画
 - アイヌ文様を基に現代風アレンジしたデザインを使い、来場者が楽しみながら参加することで、アイヌ文化にふれる企画とすること。
 - 本企画の実施に当たっては、来場者の参加を促し、来場者とともに新たなデザインを創作することで、アイヌ文化の魅力にふれられる企画とすることが望ましい。
- b. フェスティバルでは、できる限り、アイヌ語を用いて多くの人々の目にふれる機会を設けることが望ましい。
- c. フェスティバルでは、食、音楽、デザインなどを通して、民族共生象徴空間（ウポポイ）をはじめ各地域のアイヌ文化関連施設、各地域の物産・観光等のPRにも資することが望ましい。
- d. 多くの人々にアイヌ文化に関心を持ってもらえるよう、本フェスティバルに関して入場料等は徴収しないこと。
- e. 本業務の実施に伴い、電力・ガス・水道の使用料の負担が発生する場合は、受託者の負担とする。
- f. 来場者等に対して、アンケート調査の実施や来場者数、イベント参加者数の把握等を行うこと。アンケート調査の調査項目については、文化庁と協議の上決定すること。
- g. 本業務の実施に当たっては、必ず現場責任者を1名置き、受託者の責任において実施すること。

h. 本事業については、次年度以降、実施場所を変えて持続的に実施できるような企画とすることが望ましい。

②「アイヌ文化魅力発信プロジェクト実施検討委員会」の開催補助

- ・次年度以降の日本博事業の検討に向け、本検討委員会に関する日程調整、会場の確保及び設営、会議の運営、議事録の作成、委員への旅費及び謝金その他必要経費の支出等を行うこと。
- ・旅費支給基準及び謝金単価は文化庁の基準に準拠すること。
- ・会議は札幌市にて最大2回の実施を想定すること。
- ・会議は北海道内在住の13名の委員から構成されるものとする。また、事務局として文化庁から4名、オブザーバーとして4名程度の出席を見込むこと。なお、文化庁職員の旅費及び謝金は不要である。

(2) 関係者との協議・調整

事業の実施に当たっては、文化庁と協議を行いつつ進めること。

(3) 広報・宣伝活動

フェスティバルを広く周知するための広報・宣伝活動を実施する。作成した広報物、掲載記事等は随時、文化庁に提出すること。提案に当たっては、集客を見込んだ広報媒体・周知方法等、戦略的な広報計画を作成すること。

フェスティバルの公式ウェブサイト構築・運用する場合は、保守管理を行うこと。なお、使用するドメインについては文化庁から付与するものとし、文化庁と協議の上、そのドメインが使用できるサーバー環境を確保すること。

※ 広報・宣伝活動の実施例

- ・ポスター・チラシ等の制作、配布
- ・広告出稿（ウェブ、新聞、雑誌、交通等）
- ・プレスリリース配信
- ・SNS等での情報発信 等

(4) 記録撮影

事業の実施の様子を記録用に撮影し、事業終了後、記録媒体（DVD）を文化庁に提出すること。

4. 成果物

- | | |
|-------------|----|
| (1) 業務報告資料 | 5部 |
| (2) 記録撮影用媒体 | 1部 |

(3) 上記(1)の電子データ 1組

電子データは、マイクロソフトオフィス等、互換性に優れた形式とする。

5. 契約期間

契約締結日 ～ 令和3年3月31日

6. 成果物の納入期限・場所

(1) 納入期限

令和3年3月31日

(2) 納入場所

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

旧文部省庁舎5階

文化庁企画調整課アイヌ文化振興係

7. 企画提案者に求める要求要件

(1) 上記3. の主な業務内容について、円滑に実施することができる団体等。

(2) ワーク・ライフ・バランス等の取組として、以下のいずれかの認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けていれば望ましい。

①女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業）又は一般事業主行動計画策定（常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る）

②次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）

③青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

8. 著作権、成果物等の取扱い

本事業の実施に当たって発生した著作権及び成果物等については、原則として文化庁に帰属するものとする。また、本事業の実施に当たっては、著作権・著作隣接権の保護や成果物等の取り扱いに十分に配慮するものとする。

9. 説明会の実施

説明会は開催しない。

10. その他

(1) 検収

文化庁が行う。

(2) 問い合わせ

提出した指針または本事業に関する事柄について問い合わせがあった場合には、即時説明のできる体制を整えること。

(3) 再委託

委託業務の全部を第三者に再委託してはならない。本業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託先との明確な責任と役割分担を示すとともに、適切に遂行できる企業等を選定すること。

(4) 届出義務

受注者は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など技術提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。

(5) その他

仕様書に定めのない事項が認められる場合又は疑義が生じた場合には、文化庁の指示に従うこと。